

★東日本大震災に関する義援金等の税務上の取扱いについて

この度の災害により被災された方を支援するため、既に義援金や寄付金を寄せられた方やこれから支援を検討されている方も多いと思います。そこで今回は、個人が義援金等を支払った場合の所得税・住民税における取扱いをまとめてみました。皆様の「思い」を「かたち」にするお手伝いが少しでもできれば幸いです。

1. 支払った義援金等が「特定寄付金」に該当する場合は、所得税の寄付金控除の対象となります。
2. また、その寄付金が被災地の県や市町村に直接寄付するものや、日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として寄付するものである場合は、「ふるさと寄付金」として住民税の控除が受けられます。

●特定寄付金とは

- ・国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等
- ・日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金
- ・新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金等で、最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ・中央共同募金会（赤い羽根共同募金）の「被災者の生活再建のための義援金」「ボランティア、NPO活動のための支援金」として直接寄付した義援金等
- ・上記以外の義援金等のうち、募金団体を經由して寄付した義援金で、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの等

※上記は一例ですので、ご自身が寄付する義援金等が「特定寄付金」に該当するか否かは、窓口となる団体等にご確認下さい。

●所得税・住民税の寄付金控除

	控除額の計算方法	必要な手続き
所得 税	<p>下記の金額が所得の金額(税率を掛ける前の金額)から控除されます。</p> <p>その年中に支出した特定寄付金の額の合計額 - 2,000円 <small>※特定寄付金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度ですが、震災関連寄付金については80%相当額まで拡大されます。</small></p>	<p>確定申告書に寄付金控除に関する事項を記載し、義援金等を寄付したことが確認できる書類を申告書に添付するか、提出の際に提示して下さい。</p>
住 民 税	<p>下記の①+②の金額が個人住民税から控除されます。</p> <p>①(その年中に寄付した「ふるさと寄付金」の額の合計額 - 5,000円) × 10%</p> <p>②(その年中に寄付した「ふるさと寄付金」の額の合計額 - 5,000円) × (90% - A%) <small>※「ふるさと寄付金」の額の合計額は総所得金額等の30%相当額が限度、②の額は個人住民税所得割の1割が限度です。 <small>※②の算式のAは、寄付者に適用される所得税の限界税率です。</small></small></p>	<p>上記の確定申告書を提出する方は他の手続きは不要です。確定申告をしない方は、住民税申告書に寄付金控除に関する事項を記載し、義援金等を寄付したことが確認できる書類を申告書に添付するか、提出の際に提示して下さい。</p>

控除税額の目安(例: 給与収入700万円で夫婦と子供2人、所得税の限界税率10%の場合)

1万円寄付した場合: 所得税800円 + 住民税4,500円 ⇒ 合計5,300円

3万円寄付した場合: 所得税2,800円 + 住民税22,500円 ⇒ 合計25,300円

※概ね「寄付金額 - 5,000円」となりますが、控除額には上限がありますのでご注意ください。

●関連サイト

所得税の寄付金控除・・・国税庁 www.nta.go.jp

住民税の寄付金税額控除・・・総務省 www.soumu.go.jp、お住まいの市区町村

(池田佳代子)